

公益財団法人 日本ライフセービング協会

理事及び監事の職務権限規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の定款第23条及45条に基づき、本協会の理事及び監事（以下「役員」という）の職務権限を定め、財団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び本協会が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 役員 の 職務権限

(役 員)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 監事は、法令及び定款の定めるところにより、本協会の理事の職務の執行を監査する。

(兼務禁止)

第5条 理事は、評議員、監事、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

2 監事は、本協会の評議員、理事、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

(役員 の 定年制)

第6条 役員は、その就任時に、理事長及び副理事長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、ILS役員においてはこの限りでない。

(理事長)

第7条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 本協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第8条 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第9条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故あるときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第10条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第11条 第8条第1項第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補 則

(細 則)

第12条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則1 本規程は、2018年6月30日から施行する。

附則2 本規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。